令和7年(納)第20号

課徵金納付命令書

愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地 日本トレクス株式会社 同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主文

日本トレクス株式会社(以下「日本トレクス」という。)は、課徴金として金 33億2364万円を令和8年4月27日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

日本トレクスは、別添1令和7年(措)第12号排除措置命令書(写し)記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載のトレーラ(以下「特定トレーラ」という。)の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 日本トレクスが前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、前記1の違反行為に基づき日本トレクスが最初に販売価格の引上げを実施することとした令和4年1月21日であると認められる。また、日本トレクスは、令和5年10月31日以降、当該違反行為を取りやめており、同月30日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、日本トレクスについては、独占禁止法第2条の2第13項の規定により、実行期間は、令和4年1月21日から令和5年10月30日までとなる。

- イ 前記実行期間における特定トレーラに係る日本トレクスの売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和52年政令第317号)第4条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、474億8057万9042円である。
- 日本トレクスは、独占禁止法第7条の4第3項第1号の規定により、公正 (2)取引委員会による調査開始日である令和6年11月12日以後、課徴金の減 免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則(令和2年公正取引委員会 規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。)第8条に規定する期日まで に、課徴金減免規則第7条及び第9条に定めるところにより、単独で、公正 取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出 (既に公正 取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。)を行った者で ある。また、日本トレクスは、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以 後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、 独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定 による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、こ れらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項 第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者(以下「調査開始 日以後の申請事業者」という。)であって日本トレクスより先に課徴金減免 規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は 5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって日本トレクスより 先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たな い。したがって、日本トレクスは、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び 第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、 日本トレクスが同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に 100分の10を乗じて得た額となる。
- (3) 日本トレクスは、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書(抜粋)のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、日本トレクスが、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の

規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に 100分の20を乗じて得た額となる。

(4) 日本トレクスが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記474億8057万9042円に100分の10を乗じて得た額から、独占禁止法第7条の4第3項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された33億2364万円である。

よって、日本トレクスに対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主 文のとおり命令する。

令和7年9月24日

公	正	取	引	委	員	会
---	---	---	---	---	---	---

委員長 茶 谷 栄 治 三 晶 子 委 員 村 委 青 玲 子 員 木 委 吉 安 志 員 田 文 委 員 泉 水 雄

別紙1

トレーラのうち、コンテナ用トレーラ、平床トレーラ、低床トレーラ、バントレーラ、ポールトレーラ、フルトレーラ、タンクトレーラ及びダンプトレーラに該当するもの

別紙2

番号	用語	定義
1	トレーラ	トラクタと呼ばれる牽引車両によって牽引して動かす被牽引車両
2	コンテナ用トレーラ	コンテナを緊締する装置を有するトレーラ
3	平床トレーラ	トレーラの車軸上にフラットな荷台を有するトレ ーラ
4	低床トレーラ	トレーラの車軸よりも低い位置にフラットな荷台 を有するトレーラ
5	バントレーラ	箱型の荷台を有するトレーラ
6	ポールトレーラ	柱、丸太、パイプ等の長尺物の積荷自体がトラク タとトレーラの連結部を構成するトレーラ
7	フルトレーラ	車両の前後に車軸を有し、トラクタに連結させる ことなく、自重を支えることのできるトレーラ
8	タンクトレーラ	液体、粉粒体等を運搬するためのタンクを有する トレーラ
9	ダンプトレーラ	荷台を油圧装置等の力で傾け、積載物を放出する 構造を有するトレーラ